



山口市

農業委員会だより

発行/山口市農業委員会
編集/広報委員会



主な内容

人・農地プランから地域計画へ

農地取得の要件

相続登記の義務化

若い農家さんを訪ねて

献穀米の「お田植式」(仁保)

人・農地プランから地域計画へ

令和5年4月1日施行の改正農業経営基盤強化促進法により、市町村は地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を、令和7年3月末日までに策定・公表することとされています。これは、各地域で従来作成されていた「人・農地プラン」が法定化されたものです。

地域計画の策定にあたっては、地域で農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域などについて協議したり、農地一筆ごとに将来の耕作者をイメージした「目標地図」を作成する必要があります。

具体的には現況を把握した上



で、守るべき農地を決めるとともに、担い手が確保されている地域では集約化への取り組みが必要となります。一方、担い手が不足している地域では、耕作者がいない農地の受け皿づくりの検討を進める必要があります。

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少をはじめ地域コミュニティ機能の低下が懸念される中、地域の農を守る取組を加速化することが、喫緊の課題です。

今後、策定に向けて具体的な協議等が進められていきますが、農業委員会では地域計画の目標地図の素案を作成するなどの役割を担っていきます。

今号では各地の課題や取り組みについて見ていきましょう。

農業経営の意向調査について

農業委員会では目標地図の素案を作成するために、農地の耕作者を対象に今秋、農業経営に関する意向把握調査を実施します。
皆様のご協力をお願いいたします。

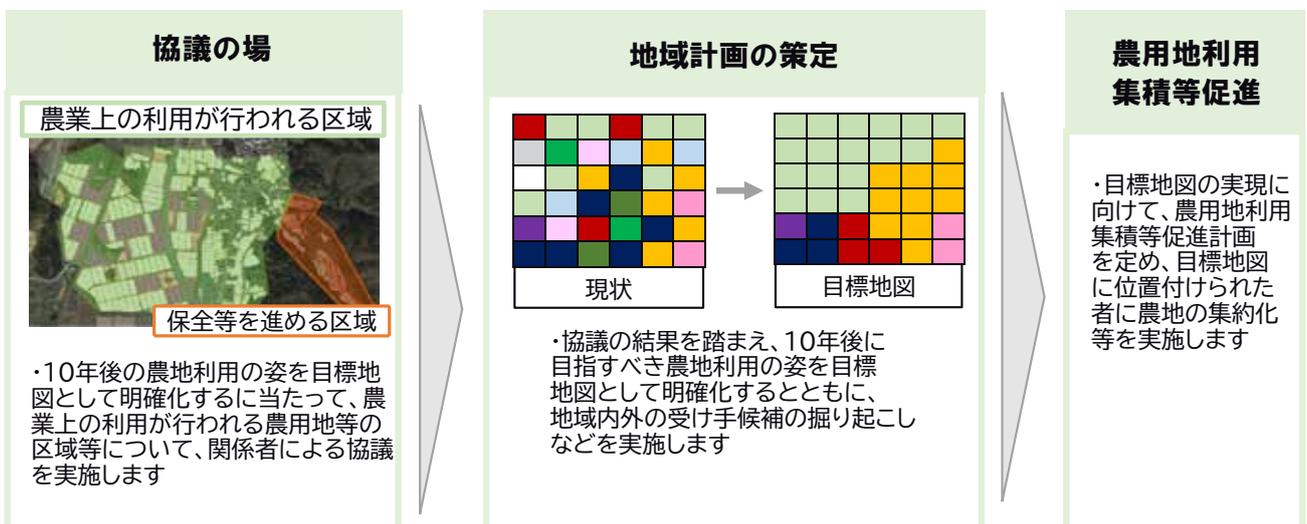
「目標地図」の作成イメージ

○農業委員会は、農地の出し手・受け手の意向を踏まえた目標地図の素案を作成し、市に提出します。

ポイント

「目標地図は、農地ごとに将来の受け手をイメージとして印すものです。これによって権利が設定されるものではありません。」

「権利設定のタイミングは目標年度まで柔軟に調整できます。農地の出し手が将来耕作できなくなった段階で受け手が引き受けることも可能です。」



※ 農林水産省の策定マニュアルを参考にして作成しています。

各地区からの報告

我が農事組合法人の未来

中央地区協 山根 良男

本年も田植えが終わわりほっと一息もつかの間また暑い夏の中の畔草刈りが始まる。という訳で年中稲作圃場との闘いに汗を流しています。さて、中央地区平川地域からは三人の委員体制で地域内の農地の最適化推進活動に動んでいます。中でも二人は平川唯一の農業法人の役員で認定農業者でもあります。私もその内の一で農作業のため早朝より田圃に出ています。

当法人「ひらの」のことを少し紹介したいと思います。まず他の法人と比べて大きな違いは農村地域でなく市街化地域にあることです。周り



ほ場からの眺め

には病院、大型スーパー、家電量販店、パチンコ店など。そして近くには小中高校もあります。また、大学の建物も偉容を誇っています。そんな中昼間は車が行き交い子供たちの登下校も微笑ましく映ります。夕方になるとスーパーとパチンコ店のネオンが煌びやかです。遠くには湯田の街のネオンが誘っているようにも見えます。その中で農作業をするのもまたオツなものではないでしょうか。環境面生活面では何ら申し分のない地域といえるでしょう。

当法人の耕作面積は現在約26haで中規模法人の中に入るのでしようか。構成員は40数名で作業員は常時が12、13名、臨時で10名程度で作業をしています。平均年齢はご多分に漏れず70を越えました。農機具は補助金のおかげで全部揃ったと言えます。がそろそろ更新の時期にも入ったのではないのでしょうか。現在の課題は作業用の大型農舎がないことです。今は各家庭の農舎でしのいでいるところ。この課題を近いうちに解決し後継の人たちに託したいのが願いです。

当法人は今年が設立11年目になります。今は何とか運営できています。今何とかが正念場です。みんな力を合わせ立派な法人を目指します。何はともあれこれからすぐやってくる秋の取り入れが豊作であることとみんなが元気で作業が出来る事を祈るばかりです。みんな年寄りですから。

持続可能な農業を目指して

農事組合法人川西の挑戦

広報委員 神田一夫・森本一

山口市嘉川と佐山地域の7集落を中心とした193戸の農家で構成される「農事組合法人川西」では、総面積103haに及ぶほ場整備田で水稲・麦107ha・大豆10ha・飼料米等34ha・野菜5ha（玉ねぎ・キャベツ・ジャガイモ）等を作付けされています。

法人代表の小林紀代士さんと、若手職員の岡本海斗さんにお話を伺いました。

地域農業の将来を見据えた取り組みについて伺います

まずは、後継者の確保です。平成27年から県立農業大学の卒業生を2、3年ごとに採用して、現在4名



若手職員の皆さん

の若者が働いています。若者を惹きつける農業にスマート農業の採用が重要と思い、田植機・トラクターの直進アシスト機能やリモコン式草刈機を導入するなどして作業者の労力の軽減と安全に配慮しています。

農業散布はドローン防除により、コストの低減と若い人に責任を持たせることで技術能力の向上につながっています。

地域で果たされている役割についてお聞かせください

農道や水路の草刈りや泥上げは、集落の協力のもとで保持しています。直売所を設置して収穫した野菜の販売を行っています。中学生の職場体験や農高生の研修を受け入れることで、将来世代に農業を知ってもらう機会を設けています。

今後の抱負をお聞かせください

もう一人農大卒業生を採用すれば計画人数の確保は出来ませんが、60歳代の就業希望者が少ないのが課題です。

今は収益性の高い水稻品種の選定や野菜販売先の確保に取り組み中です。ほ場整備の推進と併せた高収益作物の選択・販売戦略など課題は多いです。

若手職員さんへ伺います

こちらの法人の特徴や将来の夢などお聞かせください

年間を通じた従業員研修や休憩所の新設、退職金をはじめ育児・介護休業規程の創設など福利厚生充実がありました。

今後は法人を引き継ぐために何が必要か自問しながら、営農知識や経営について学んでいきたいです。

将来は農場のマネージャーになりたいと思います。

農地を取得する際の面積要件が廃止されました



農業者の減少・高齢化が加速化する中、認定農業者等の担い手だけではなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って就農を目指す方を地域内外から呼びこむことも重要です。そこで、農地の利用を促進する観点等から、令和5年4月1日から農地法で規定されていた下限面積要件が廃止されました。

ただし、他の許可要件は今後も満たす必要がありますので、ご注意ください。



廃止された要件・規定は？

■ 下限面積要件

- ・農地を自ら耕作する目的で取得する場合、許可を受ける方の権利の取得後の経営面積が30アールに達していること

今後も引き続き必要とされる要件は？

■ すべての農地を効率的に利用すること

- 申請される農地を含め、所有または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
- ※機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること

■ 農作業に常時従事していること

- 申請者または世帯員等が農作業におおむね150日以上従事すること

■ 地域との調和がなされていること

- 申請される農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと
- 下記の場合、特に注意が必要です
- ※農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断する場合
- ※水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害される場合

事例紹介



仁保地区 藤本正和さん

定年退職を迎えるにあたり、このたび一念発起して農地(8アール)を取得し、農作業に励むことになりました。これまでも近隣で農作業をしており、その経験を活かして果樹やハーブを手始めにいろいろ挑戦してみたいです。(談)

田や畑など農地をはじめとする土地には 様々な制度があります

今回は**土地の相続**にまつわる各制度を ご紹介します

相続登記の義務化が始まります

現在、日本全国に長期間相続登記がされないまま放置され、所有者が不明となってしまった土地がたくさんあります。このような土地が増えると、相続した不動産をすぐに売却できない、公共事業が進まないなど、くらしやまちづくりに影響が出てくることから、不動産登記法の改正により **令和6年4月1日（施行日）** から相続登記の申請が義務化されます。

- 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限られます）（令和6年4月1日より前に発生したのも含む）によって不動産を取得した相続人又は受贈者は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内（施行日前の相続等は施行日から3年以内）に相続登記の申請をしなければなりません。
- 正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。
概要・ポイントは、法務省のHPをご確認ください。



相続土地国庫帰属制度が創設されました

土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える方が増加しています。また、相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いています。そのため、**令和5年4月27日**から相続等により取得した土地について、所有者からの申請により所有権を国に移転することができる相続土地国庫帰属制度が全国の法務局で始まりました。

- 申請ができるのは、相続や遺贈（相続人に対する遺贈に限られます）により土地の所有権を取得した相続人となります。
- 制度の利用には、審査手数料及び負担金の納付が必要です。
- 国が引き取ることができる土地について、一定の要件があります。
- 申請先は、土地の所在する法務局の本局（山口市だと山口地方法務局）です。

相続土地国庫帰属制度のご案内はこちら



詳しくは、[法務省のHP](#)等をご確認ください。

農業委員会事務局からのお知らせ

農地を転用するとき

■農地の転用とは

田や畑、果樹園などの農地を、住宅や工場等の建物、資材置場、駐車場、再生可能エネルギー設備、山林等、農地以外の用地として利用することを行います。また、一時的に資材置場等として利用する場合も転用（一時転用といいます）になります。

農地を転用する場合には、農業委員会の許可を受けなければなりません。

農業振興地域の農用地区域内の農地は、区域からの除外申請が必要であり、補助金交付や納税猶予を受けている農地を転用する場合は、補助金の返還や納税の義務が生じることもありますので、転用の計画がありましたら、必ず事前に農業委員会事務局にご相談ください。



※無許可での転用や許可内容と異なる目的に転用した時には、原状回復を含めた是正指導が行われることとなります。

また、場合によっては罰則が適用されることもあります。

※自己の農地を利用・保全するために、農地に水路・農道等を整備したり、2アール未満の農業用施設を建設する場合は届け出が必要となります。

■ 相続時には農業委員会へ届出てください

相続等（遺産分割、包括遺贈含む）により農地を取得した場合には、農業委員会にその旨を届出する必要があります。届出は農地の取得日からおおむね10ヶ月以内に行ってください。

なお、この届出は農業委員会に権利取得の内容等を知らせるものであり、権利取得の効力を発生させたり、保全したりするものではありません。また、所有権移転登記に代わるものではありませんので登記は別途必要となります。

「相続等による農地等の権利取得届」は山口市 HP から入手できます！



令和5年10月1日から

消費税

～税務署からのお知らせ～

インボイス制度が始まりました！



インボイス制度について詳しく知りたい方



国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。

特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先



インボイス
コールセンター

0120 - 205 - 553 (無料)

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

相談窓口一覧表



「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご利用ください。

養蜂

ごだわりから生まれた
SDGsのハニーベジタブルジャム
久保紀子さん

瀬戸内の温暖な山口市秋穂で品質重視100%の純粹蜂蜜にこだわりますが、先代から養蜂を受け継いでいらつしやる方をご紹介します。

女性ながら養蜂を営むことには、ためらいがあったようですが、受け継ぐからには、秋穂の豊かな自然の中で、花から花へととびかう、みつばちからはきつと、おいしい蜂蜜がとれるのではないかと、日々努力を重ねていらつしやいます。

更に、地元農産物の規格外野菜を使つてのハニーベジタブルジャムは出来ないものかと試行錯誤しながら開発に取り組んでこられた久保紀子さん。

地元秋穂ならではの「秋穂トマト」、秋穂二島の「ブルーツニンジン」、阿知須の「ぐりまさるカボチャ」と、南部地域を中心とする農産物をSDGsに配慮したベジタブルジャムとして開発され、大変好評を頂いているとのこと。

私達の健康的な食生活を支えたいとの気持ちで、小学校の食育授業開催や学校給食へ蜂蜜を提供されるなど、みつばちがいかに健康的な食生活に一役買っているか、花粉交配により植物が豊かに身を結び、ふるさとの生態系維持に貢献していることも念



巣箱の中を拝見

頭に置いて、食育に携わっておられます。

時期によつてはちみつ味の、はちみつ香りや透明感も違つてくるという特色も季節からの贈り物と思つ、その特性をいかし、ご自分の畑でとれた、ユズ・シヨウガ・ブルーベリーなどを、はちみつ漬けにされ、更に嬉しいことに現在は徳佐のリンゴも仲間入りされたということです。

ふるさとの持続可能な自然環境へと繋がればと日々努力をしていらつしやいます。週末にはご主人、お子様も作業に協力して下さつています。

久保さんの理念「自然の恵みをそのままあなたへ」今日もみつばちのものとへと足を運びます。



多彩な製品とともに

・川東地区協 原田好子
・阿東地区協 山根久子

若い農家さんを訪ねて

梨農家

梨園を事業承継
金子雅人さん

私は2023年4月に阿東の梨園を事業承継して就農しました。山口県へは2021年に香川県から移住してきました。幼少期から、兼業農家であった祖父母宅で自然のなかで遊ぶことが好きでした。大人になってからは、農業のアルバイトを経験したこともあり、サラリーマンをしながらいつか農業を仕事にしたいという思いが募っていました。

転機は2020年、福岡県在住だった現在の妻と結婚することになり、転職・移住を考えたときに農業をはじめるとこのタイミングしかないと思ひ、妻と話し合ひ、就農先を探し始めました。当初は作る作物も定めず、漠然と果樹に興味がありました。直売で販売しなかったこと、永年作物である果樹を長く大切に育ててみたいと思つたからです。ただ、近隣の県も含めて探していくと、果樹

でゼロからの就農は難しいという現実を知りました。そのような中で、山口市で梨園の事業承継の話に巡り合いました。長年大切にされてきた園を受け継ぐという形に魅力を感じ、梨園を承継することを決断しました。梨は特に好きな果物で、花が綺麗ということも惹かれた理由のひとつです。

移住してきてから、2年間の研修を経て、正式に梨園を承継し「ペコッテファーム」という屋号で経営を開始しました。屋号の「ペコッテ」とは、梨の花を韓国語で「ペコッ」と言いますが、梨の花言葉である「愛情」を忘れない、人、樹、自然の全てに、「ペコッ」つてお辞儀をするように感謝をして優しい農業をしていきたいという思いを込めています。

この3年間、沢山の方と出会い、助けをお借りしてきました。移住や事業承継の決断も山口市や県の支援体制のおかげで安心してできました。前園主の方や、所属する長門峡梨組合の方も研修期間中から常に気にかけてくださり、多くのことを教えていただきました。

まだ始まったばかり。今年が初めての収穫となり不安もありますが、これまで関わってきた方、これから出会う方へ、感謝という形で梨を届けることができると思うと楽しみです。



見事に咲きそろう梨園



全国農業新聞を購読してみませんか

「見やすい」「分かりやすい」紙面を追及して週1回発行しています！

◆発行日／毎週金曜日

◆購読料／新聞本紙＝月額700円（税込）※電子新聞も閲覧可能
電子新聞＝月額500円（税込）

購読のお申し込み・ご相談は
農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会へ



全国農業新聞ホームページアドレス
<https://www.nca.or.jp/shinbun/>

詳しくはこちらをご覧ください



老後生活
への備えは
十分ですか？

老後の備えは 国民年金+農業者年金！

支払った保険料は

全額社会保険料控除の対象！

運用益は非課税！

そのほか生涯を通じて様々な税制面での優遇措置がある！

農業経営の状況に応じて

保険料を増額し、節税額をアップ！

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

- ・年間60日以上農業に従事している方で、
- ・国民年金第1号被保険者（60歳未満）又は、
国民年金の任意加入者（60歳以上65歳未満）

※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！



詳しくは…「農業者年金基金」検索
<https://www.nounen.go.jp>

広報委員会

委員長 神田 一夫
副委員長 原田 好子
河野 康昌 竹下 明誠
田中 洋子 山根 久子
吉富 崇子

表紙写真について

5月27日に行われた、宮中行事「新嘗祭」に献上する献穀米のお田植式の様子です。
山口市では平成25年以来的の10年ぶりの献穀米栽培となり、当日は栽培者の平岡武さんご夫妻をはじめ早乙女役以下関係者がお手植えし、豊作が祈願されました。

編集後記

○発生から3年経過した新型コロナウイルス感染症は本年5月に感染症法上2類から5類扱いとなり、ようやく行動制限が解かれ普段の生活や活動に戻る事となりました。

○今も幅広い生産資材の価格が高騰しています。

○飼料や肥料だけでなく、農薬や農業フィルム、トウモロコシ種子なども価格が上昇。また燃料油が過去最高値に迫る中、現行の補助金対策やコスト上昇分の価格転嫁など、諸対策を求める声が大きくなっています。

○農業委員会は各地域で農地利用の最適化と持続可能な経営を推進しています。今回は人・農地プランから地域計画へ向けた各地域の農事組合法人の取り組みと若い農家さんを紹介いたします。

○農地を取得する際の面積要件廃止のお知らせ。

○土地の相続にまつわる制度のお知らせ。

○地域に一層寄り添う農業委員会としてこれからもよろしくお願ひします。

問い合わせ先：農業委員会事務局/電話.083-934-2882